

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会

### 令和7年12月17日答申分

#### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500212 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500048 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年12月27日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年12月

令和元年12月支払としてA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（75条本文該当記録）とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された令和元年冬期賞与明細書及び預金通帳によると、請求者は、A社から29万円の標準賞与額に相当する賞与（29万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2万6,535円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

また、賞与の支払年月日については、請求者から提出された預金通帳によると、請求期間の賞与が令和元年12月27日及び令和2年1月8日に分割されて振り込まれていることが確認できるところ、i) 上述の賞与明細書によると、「令和元年12月支払」と記載されていること、ii) 複数の同僚から提出された預金通帳又は取引推移一覧表によると、請求期間に係る賞与は令和元年12月27日に振り込まれていることが確認できること、iii) 請求者は、当該事業所では、給与の遅配や振込金額の誤りがあった旨陳述していることを考慮すると、令和元年12月

27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500215 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500049 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年7月30日、令和元年12月27日及び令和2年7月29日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

令和元年7月30日、令和元年12月27日及び令和2年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、令和元年7月30日、令和元年12月27日及び令和2年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月30日  
② 令和元年12月27日  
③ 令和2年7月29日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（75条本文該当記録）とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された取引推移一覧表及び同僚から提出された賞与明細書及びA社の回答によると、請求者は、請求期間①から③までについて、A社から3万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できることから、請求者の請求期間①から③までの標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被

保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。